

会 議 録

会議の名称	平成 31 年 第 1 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 31 年 2 月 13 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで
開催場所	本庄市役所 5 0 4 会議室	
出席者	被保険者代表	金井 泰明、新井 千奈美、浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	春山 陽太郎、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、小暮 純一、境野 広明、根岸 誠
	被用者保険等 保険者代表	佐々木 淳一、藤倉 英明
	事務局	中田 啓一 (保健部長)、岡野 美香 (保健部次長兼保険課長)、駒澤 明 (収納課長)、榊田 恵 (保険課課長補佐兼国保係長)
欠席者	澁澤 勲、木村 文夫 (被保険者代表)、清水 由紀夫、佐々木 亮 (保険医又は保険薬剤師代表)、杉山 和男 (被用者保険等保険者代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 報告事項 1 平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算について 報告事項 2 平成 31 年度国民健康保険特別会計当初予算について その他 平成 31 年度国保事業費納付金及び国民健康保険税について 4 その他 5 閉会	
配布資料	・報告事項資料 1・2、その他参考資料	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 【配布資料の確認】
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	【本協議会成立の報告】
保険課長	3. 議題 【報告事項1 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について資料に基づき説明】
会長	歳出07諸支出金の返還金はどのような内容のものですか。
保険課長	療養給付費等負担金の国への返還金と、特定健診等負担金の県への返還金が主なものとなっています。
保険課長	【報告事項2 平成31年度国民健康保険特別会計当初予算について資料に基づき説明】
委員	<p>歳出の保険給付費ですが、例えば療養給付費では補正後の金額と比べて平成31当初予算の金額が低く見積もられていますが、これは被保険者数の減少を見込んでのことでしょうか。</p> <p>また、歳入の県支出金の中の特別交付金には、保険者努力支援分というインセンティブ制度があると思いますが、この交付金は平成30年度と比べて平成31年度分は増えているのでしょうか。</p>
保険課長	<p>歳出に関しては、被保険者数の減少によるものです。ただ、被保険者の減少に伴い医療費も減少してはいるのですが、一人当たりの医療費としてみると少しずつですが伸びているという現状です。</p> <p>歳入の保険者努力支援分に関しては、現時点で昨年度までの実績から見込み額として示されている平成31年度分の金額は、平成30年度より少し減額になっています。保険者努力支援の項目で加算がいただけるよう取組を増やし努力をしているところですので、実際の金額の確定はこれからということになります。</p>
保健部長	<p>保険給付費ですが、現在、被保険者数が毎年約1,000人ずつ減少しています。それに伴い医療費も減ってきてはいるのですが、被保険者の高齢化が進んでおり、その高齢化の分の医療費が伸びているような状況です。</p> <p>保険者努力支援制度については、本庄市としてはできるだけ国の提示するメニューに合わせてインセンティブ事業を実施したいと考えています。収納課にも協力を依頼し収納率を上げる努力をしたり、保険給付費を減らすために、人間ドック助成事業や健康づくりチャレンジポイン</p>

	<p>ト事業、データヘルス事業などのインセンティブ事業に力を入れて、特別交付金を少しでも多くいただけるように努力をしているところです。当初予算額については、来年度の努力支援分のメニューが発表されていない状況ですので、現時点での試算になります。今後、決定したメニューに合わせて事業を実施し、交付金を増額する努力をしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>歳出の保健事業の中の生活習慣病重症化予防事業ですが、糖尿病性腎症の重症化予防事業との説明でしたが、糖尿病性腎症だけを予防しても意味がないように思えるのですが、本当にそれだけしかやっていないのでしょうか。</p>
保険課長	<p>現在取り組んでいる事業は、糖尿病性腎症の重症化予防のみとなります。埼玉県下統一で、重症化してしまうと医療費が突出してかかってしまう糖尿病性腎症から取組を行っているという状況です。</p>
委員	<p>受診勧奨とはどのようにしているのですか。</p>
保険課長	<p>対象者の方に、電話や通知を行っています。</p>
委員	<p>どのようなデータを元に抽出しているのでしょうか。</p>
保険課長	<p>特定健康診査を受診された方のその後の治療状況を踏まえ、主治医の先生と連携させていただいて、その方に保健指導が必要と判断した場合には保健指導を、受診勧奨に関しては、治療域に達しているのに治療を行っていない方に受診を促す通知を送付しています。数値の悪い方には電話を含めた勧奨も行っています。</p>
保健部長	<p>生活習慣病重症化予防事業は、埼玉県全体での共同事業として行っているものです。国民健康保険では、被保険者のレセプト情報、特定健診の受診結果のデータを蓄積し国保情報データシステムというものを作っています。このシステムから、糖尿病のおそれがある人、でも治療を行っていない人を抽出し受診勧奨を行っています。また、レセプトデータを分析して、すでに糖尿病の治療を受けている人でも、これ以上悪化すると人工透析になってしまうおそれのある人を抽出して、主治医の先生にご説明した上で、本人の同意の下、保健指導を行っています。すでに治療を受けている人でも、主治医の先生の指導のほかに保健師による指導を行うことで少しでも悪化を防ぐという目的で行っている事業です。</p>
委員	<p>歳入の保険税ですが、予算は減額になっていますが、予算とは別に実質的な収納状況を説明いただきたい。</p>
収納課長	<p>国民健康保険税の1月末の収納率の速報値を報告させていただきます。現年度分は74.96%、前年度同月比1.28ポイントの増となっています。滞納繰越分は、17.55%、前年度同月比0.62ポイントの減でした。</p>

	<p>現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は、63.97%で前年度同月比 1.34 ポイントの増となっています。</p> <p>今年度の目標につきましては、現年度収納率 93%の達成であります が、今後も国民健康保険税の収納率向上に向けて取り組んで参りたいと 考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>収納率に関しては、埼玉県でも注視している項目ですので、収納課長 には頑張っていたきたいと思えます。</p>
委員	<p>歳入のその他一般会計に関してですが、5,000 万円弱の予算計上とな っていますが、資料の説明欄に「保険給付費交付金で交付されない保険 給付費があった場合」とあるのはどのような場合ですか。</p>
課長補佐	<p>保険給付費については、原則、保険給付費等交付金の普通交付金とし て県から交付されることになっています。しかし、資格喪失後の受診な どで保険証を使ってはいけない期間に使ってしまった分は、本人から返 還していただく必要があるのですが、なかなか返還していただけないケ ースが多くあります。また、交通事故など加害者に求償する必要がある ものは多額なケースが多く、年度内に返還していただけない場合は本庄 市が立替払いをする必要があるため、そのようなケースを想定していま す。</p>
委員	<p>平成 30 年度の補正予算では法定外繰入金が 0 円ですが、今後、その ようなケースが発生する可能性もあるということですか。</p>
課長補佐	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>その可能性のある金額が、5,000 万円弱ということでしょうか。</p>
課長補佐	<p>平成 31 年度当初予算額については、実際の保険給付費の補填額とい うことではなく、総額で賄いきれない分として一般会計から繰り入れる 予定額を計上しているものになります。</p>
保健部長	<p>補足いたします。この、その他一般会計の 47,753,000 円は、いわゆ る法定外繰入金になります。先ほどの説明の不当利得や交通事故等の県 から普通交付金が交付されないもののほかに、平成 31 年度につきましては 県へ納付する国保事業費納付金が平成 30 年度より金額が上がって しまったために、保険税と法定繰入金だけでは納付金を賄うことができ なかったため、法定外繰入金を予算計上している状況です。この法定外 繰入金につきましては、来年度の状況にもよりますが、平成 30 年度補 正予算で計上した財政調整基金を活用した上で、不足する場合に法定外 繰入を行うことになるかと考えています。</p> <p>不当利得等の実際の金額は、例年約 400～500 万円ほどですので、そ の他は納付金の不足額を計上した金額となります。</p>
会長	<p>それでは、報告事項 1、報告事項 2 の議事につきましては、この内容</p>

	<p>で3月議会へ議案として提出させていただきますのでよろしくお願いたします。</p>
保険課長	<p>【その他 平成31年度国保事業費納付金及び国民健康保険税について】</p> <p>平成31年度当初予算の説明にもありましたが、平成31年度の国保事業費納付金は21億4061万5775円となり、平成30年度と比較して2963万5313円増加いたしました。前年比101.40%となっています。埼玉県全体では43億円の減となっており、前年比97.84%となっています。前年度と比較して増加した市町村は18市町村、減少は45市町村で、本庄市はこの増加の18市町村に含まれています。埼玉県の分析によると、この増加の主な理由は前期高齢者交付金の平成29年度分の精算額の影響が大きいのではないかとのことでした。</p> <p>次に国民健康保険税についてのご報告ですが、本日お配りした平成30年12月20日付けの国保新聞の資料にありますように、平成31年度税制改正大綱で例年行われている国保税の軽減判定基準の引き上げと課税限度額の引き上げが決定しました。今後の予定としましては、この後の上位法の改正後、市の国民健康保険税条例を改正する流れになります。昨年同様、4月に専決処分での改正を予定しています。詳細につきましては、次回の運営協議会でご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>来年度は納付金のこともあり、税率の見直しを始める必要があるとのことですが、市から諮問が出されることになりますか。</p>
保険課長	<p>広域化した初めての年である平成30年度の決算の状況を踏まえ平成31年度を目途に見直しを行うことが望ましいと、前回の答申をいただいているため、今後の状況により皆様にお諮りしたうえでご検討いただくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>私も委員になっている県の運営協議会の資料でも、本庄市の納付金は今回、県下で2番目に高い引き上げになっています。県南に比べ県北地域の市町が高くなってしまっています。協議会でも質問したのですが、先ほどの課長の説明にあったとおり、前期高齢者交付金の関係だということでした。高齢化による医療費の増加もあるとのことですが、厳しい状況にはあると思います。</p>
保健部長	<p>国民健康保険税の算定方法には、所得割と資産割、均等割と平等割から計算する4方式と所得割と均等割の2方式があります。広域化に際し、埼玉県の将来的な統一保険税率として2方式を推奨しています。そのため、以前は埼玉県内の市町村の大半が4方式で賦課していたのですが、現在は半分以上が2方式となり、4方式は3分の1程度になっています。</p>
会長	<p>4方式の内容について詳しく説明してください。</p>

保健部長	<p>所得から計算される所得割、固定資産税額から計算される資産割、被保険者の人数による均等割、世帯にかかる平等割の4つの項目から保険税を算定するものが4方式といます。報告事項2の資料の説明欄に現行税率の記載がありますのでご覧ください。この4方式に対して2方式は、均等割と所得割の組み合わせで算定するものです。</p> <p>現在2方式の市町村が増えてきていますので、今後の保険税率の見直しの際には4方式にするか2方式にするかの検討もしていただくことになるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
課長補佐	<p>【議事終了】</p> <p>4. その他</p> <p>【はにぼんチャレンジ賞品交換及び来年度の変更点について報告、次回運営協議会の日程予定（5月中旬）の連絡】</p>
会長	<p>5. 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

平成31年3月22日

会議録署名 会長

柿沼光男